

多文化共生を力として元気なまち半田を創る計画

ー半田市多文化共生プランー

2020年3月

半 田 市

半田市を多文化共生のまちに

日本に在留する外国人の数は増加を続けており、本市においても外国籍市民が増加しています。このような中、半田市民が国籍等を問わず、暮らしやすいまちづくりを目指し、平成31年4月に多文化共生の理念や責務、推進体制を盛り込んだ「半田市多文化共生社会の推進に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、多文化共生社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定した計画が、半田市多文化共生プランです。



私は、条例にある「国籍、民族等の異なる人々が、文化的な違いを理解し、地域社会の構成員として対等な関係を築こうとしながら共に生きようとする社会」という考え方は、まちづくりに、とても重要な視点であると考えています。

市民のみなさまにも、国籍等にとらわれることなく、多文化共生の意識をもって、本市がさらに元気なまちになるようご協力いただきたいと思います。

まずは互いに声をかけあうことから始めてみませんか。第一歩として、外国の方とあいさつを交わすことから始めましょう。みなさんの一歩が、半田市の多文化共生を推進する力となります。

最後に、このプランの策定にあたり、ご意見、ご助言を賜りました策定委員会のみなさま、アンケート調査に御協力いただきました市民のみなさまに心より感謝申し上げます。

令和2年（2020年）3月

半田市長 榑原純夫

目 次

1. 計画策定の背景と目的、プランの位置づけ	1
(1) 多文化共生とは	1
(2) プラン策定の背景	1
(3) プランの目的と位置づけ	2
(4) プランの期間	2
2. 半田市における外国籍市民の現状と課題	3
(1) 半田市総人口の推移	3
(2) 半田市在住の外国籍市民の推移	4
(3) 国籍別にみる外国籍市民人口の推移	5
(4) 在留資格別にみる外国籍市民人口の推移	6
3. アンケート結果にみる実態と課題	7
(1) アンケートの実施概要	7
(2) アンケート結果にみる実態と課題	8
(3) 多文化共生推進に向けた課題	13
4. 半田市が目指す多文化共生の都市像と基本目標	14
(1) 目指すべき都市像	14
(2) 計画の理念	14
(3) 基本目標と基本方針	15
5. 多文化共生推進に向けた施策体系、成果指標	16
(1) 施策体系	16
(2) 成果指標	18
6. プランの進行管理	20
(1) 推進体制	20
(2) 進行管理の方法	20
参考資料	
① 半田市多文化共生社会の推進に関する条例	21
② 在留資格一覧	23
③ 市民アンケート	27

1. 計画策定の背景と目的、プランの位置づけ

(1) 多文化共生とは

多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的なちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（総務省『多文化共生の推進に関する研究会報告書』2006年3月、p.5）です。

(2) プラン策定の背景

日本に在留する外国籍人口は増加を続けています。令和元年(2019年)6月末現在では、日本に在留する外国籍の方は282万9,416人(法務省出入国在留管理庁調べ)となり、愛知県では272,855人(同)が在留しています。今後も、在留資格の拡大などにより、増加傾向は続くものと予想されます。

一方、日本人については、令和元年(2019年)12月1日現在1億2615万人(総理府概算値)ですが、平成22年(2010年)頃をピークに減少を続け、今後とも、出生数の低下による生産年齢人口の減少が継続的に進むことが予測されています。

半田市の人口は、住民基本台帳によると毎年微増傾向が続いていますが、内訳をみると、日本国籍市民人口はすでに減少を始めており、一方で、外国籍の方の転入・在住が増えています。市民を対象としたアンケート結果からも、街中で外国籍の方を見る機会は増えたと感じている市民が多いという結果が出ています。

このような社会的な状況を踏まえると、地域コミュニティの中で、国籍等を問わず、多様な文化的背景を持ったすべての市民が共生していくことが不可欠となってきました。

(3) プランの目的と位置づけ

本プランは、「半田市多文化共生社会の推進に関する条例」に基づき、多文化共生社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するもので、半田市総合計画を多文化共生の視点から具体化する個別計画として位置付けます。

<参考>「半田市多文化共生社会の推進に関する条例」

(多文化共生社会推進計画)

第八条 市は、多文化共生社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生社会推進計画(以下「計画」という。)を定めなければならない。

(4) プランの期間

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)の5年間とします。

本プランでは以下のような用語の使い方をしています。

市民:半田市に在住しているすべての人

外国籍市民:半田市に在住している外国籍の市民。なお、外国籍であっても3ヶ月以上滞在する場合には、全員が住民基本台帳に登録され、所得に応じて納税する義務を負うとともに、社会保険料なども負担しています。

外国人:観光で市内を訪れる方や短期滞在の方も含めてすべての外国籍の人。なお、日本国籍だが外国に強いルーツを持つ市民もいるため、日本人・外国人という区分は絶対的ではないとも言えます。

なお、本プランでは、住民基本台帳に登録された市民を必要に応じて日本国籍と外国籍に分けて記述しています。

2. 半田市における外国籍市民の現状と課題

(1) 半田市総人口の推移

国勢調査からみる半田市の総人口は2010年までは順調に増加してきましたが、2010年をピークとして、2015年までの5年間に約1,900人減少し、人口減少時代に突入した可能性が高いといえます。

年齢階級別に人口推移をみると、15歳未満人口は、1990年から2005年ころまでは横ばいでしたが、それ以降減少を続けています。一方、65歳以上の高齢者人口は増加を続けており、2015年にはその比率は22.9%を占めています。

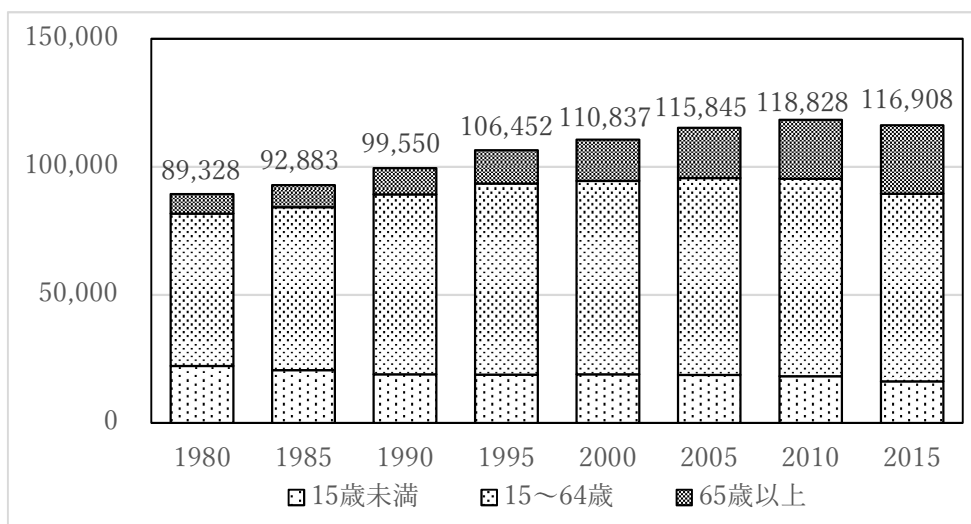


図1 半田市総人口の推移(国勢調査)

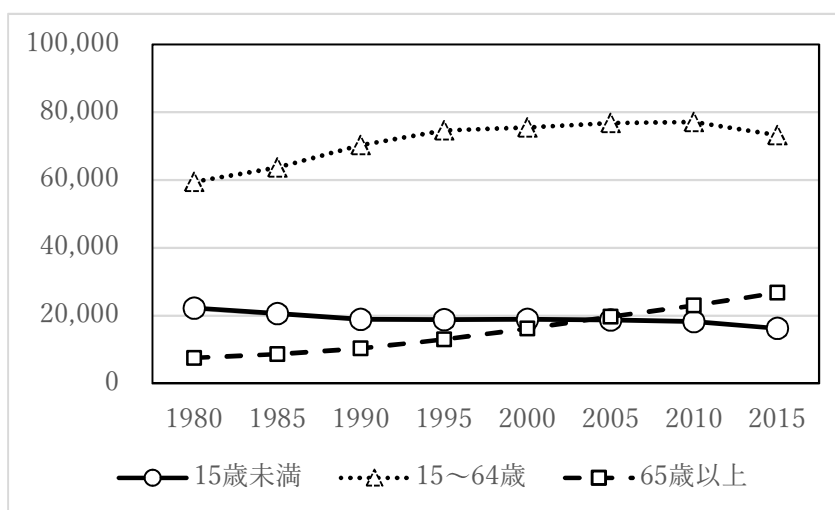


図2 半田市年齢階級別人口の推移(国勢調査)

(2) 半田市在住の外国籍市民の推移

一方、住民基本台帳では2015年以降の外国籍市民人口は表1のようになっています。総人口は微増を続けていますが、その中で、日本国籍市民人口は毎年微減状態が続いています。一方、外国籍市民人口は毎年200人から500人程度増加を続けており、日本国籍市民人口の減少を外国籍市民の増加が補う状況が続いています。

表1 半田市における日本国籍・外国籍人口の推移

	2015	2016	2017	2018	2019
総人口	118,685	118,713	118,960	119,428	119,896
日本国籍	116,074	115,900	115,758	115,730	115,711
外国籍	2,611	2,813	3,202	3,698	4,185
外国籍男性	1,284	1,403	1,640	1,969	2,263
外国籍女性	1,327	1,410	1,562	1,729	1,922

出典：各年4月1日現在の住民基本台帳人口

外国籍市民人口が総人口に占める割合は、愛知県全体では約3.61%(2019年6月末現在)であり、半田市は3.74%(同)と県全体をやや上回っています。市町村別に外国籍市民比率をみると、県内54市町村中、16番目に位置しています。

表2 市町村別にみた外国人口の占める割合(愛知県内)

順位		市町村総人口に占める 外国人人口の割合 2019年6月末現在
	愛知県全体	3.61%
1	飛島村	8.51%
2	高浜市	8.09%
3	知立市	7.60%
16	半田市	3.74%
25	大府市	3.20%
26	東浦町	3.19%
28	南知多町	2.82%
30	武豊町	2.70%
36	知多市	2.51%
37	常滑市	2.48%
45	東海市	1.84%
49	阿久比町	1.51%
51	美浜町	1.38%

出典：法務省「在留外国人統計」

(3) 国籍別にみる外国籍市民人口の推移

2019年4月1日現在の国籍別人口の推移をみると、表3に示す通り、ブラジルが最も多く、次いで、ベトナム、中国の順です。

過去5年間の増加率(表4)をみると、インドネシアが5.24倍、ベトナムが4.66倍と急増しており、ブラジル・タイ・ポリビアも1.5倍以上増加しています。

表3 国籍別にみた外国籍市民人口の推移

国籍	2015	2016	2017	2018	2019
ブラジル	1,086	1,190	1425	1,692	1,938
ベトナム	127	184	257	427	592
中国	473	486	494	513	519
韓国	335	323	311	294	287
フィリピン	225	230	248	266	279
ペルー	134	142	149	150	166
インドネシア	17	33	61	73	89
ポリビア	43	44	56	62	67
タイ	14	15	16	15	23
朝鮮	20	19	21	19	19
その他	137	147	164	187	206
合計	2,611	2,813	3,202	3,698	4,185

出典：各年4月1日現在の住民基本台帳人口

表4 2015年を基準とした外国籍市民人口の増加率

国籍	2015	2016	2017	2018	2019
ブラジル	1	1.10	1.31	1.56	1.78
ベトナム	1	1.45	2.02	3.36	4.66
中国	1	1.03	1.04	1.08	1.10
韓国	1	0.96	0.93	0.88	0.86
フィリピン	1	1.02	1.10	1.18	1.24
ペルー	1	1.06	1.11	1.12	1.24
インドネシア	1	1.94	3.59	4.29	5.24
ポリビア	1	1.02	1.30	1.44	1.56
タイ	1	1.07	1.14	1.07	1.64
朝鮮	1	0.95	1.05	0.95	0.95
その他	1	1.07	1.20	1.36	1.50
合計	1	1.08	1.23	1.42	1.60

出典：各年4月1日現在の住民基本台帳人口

(4) 在留資格別にみる外国籍市民人口の推移

在留資格別に外国籍市民人口の推移をみると、技術・人文知識・国際業務も約 5 倍に増加しています。また、技能実習生(技能実習 1～3 号)も増加しており、過去 5 年間で約 2 倍になっています。さらに、永住者や定住者なども増加しており、多様な在留資格を有する外国籍市民が市内に在住していることがわかります。

男女別にみると、技術・人文知識・国際業務は男性が女性の 12 倍と非常に多く、技能実習生も男性の方が多く、家族滞在は女性が男性の 3 倍近くとなっています。また、「日本人もしくは永住者の配偶者等」は、女性の方がやや多いものの、男性もこの資格で一定程度在住していることがわかります。

表 5 在留資格別にみた外国籍市民人口の推移

在留資格	2015	2016	2017	2018	2019	2019_男性	2019_女性
技術・人文知識・国際業務	54	70	96	145	269	248	21
技能	51	45	44	42	40	36	4
家族滞在	90	88	93	110	124	33	91
特別永住者	295	281	269	251	246	131	115
永住者	1,213	1,306	1,480	1,615	1,756	848	908
日本人の配偶者等	168	186	230	260	270	108	162
永住者の配偶者等	37	43	45	67	68	26	42
定住者	399	429	505	628	787	418	369
技能実習1号イ	3	8	7	3	2	2	
技能実習1号ロ	120	134	160	125	214	131	83
技能実習2号イ	3	5	6	5	4	4	
技能実習2号ロ	145	190	227	260	313	209	104
技能実習3号ロ					21	19	2
その他	33	41	40	194	73	51	22
合計	2,611	2,813	3,202	3,698	4,185	2,263	1,922

注:各年4月1日現在。過年度の技能・人文知識・国際業務は、各個別の資格の合計である。

3. アンケート結果にみる実態と課題

本プランを策定するため、日本国籍市民向けアンケート及び外国籍市民向けアンケートを実施するとともに、あわせて、イベントなどの会場にて対面での配布・依頼も実施しました。(このアンケートの設問では、日本国籍市民を日本人、外国籍市民を外国人と呼んでいます。)

(1) アンケートの実施概要

ア. 日本国籍市民向けアンケート

- ・ 対象
住民基本台帳に基づき、市内に住む 16 歳以上の日本国籍市民 2,000 人を無作為抽出
- ・ 調査時期
令和元年(2019年)9月
- ・ 調査方法
調査票の郵送配布、郵送回収
- ・ 有効回収率
38.4%(有効回収数 766 名)

イ. 外国籍市民向けアンケート

- ・ 対象
住民基本台帳に基づき、市内に住む 16 歳以上の外国籍市民 1,000 人を無作為抽出
- ・ 調査時期
令和元年(2019年)9月
- ・ 調査方法
調査票の郵送配布(一部手渡し配布)、郵送回収
- ・ 有効回収率
21.4%(有効回収数 214 名)

なお、調査票はやさしい日本語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語、英語で作成しました。

(2) アンケート結果にみる実態と課題

アンケートの結果から、次の傾向が見られました。

ア. アンケート回答者の特徴

(回答者の属性)

アンケート回答者は、日本国籍市民では 47.1%、外国籍市民では 40.7%が男性です。(図 3)

また、図 4 に示すように、日本国籍市民は年齢層が高い人が多かったのに対して、外国籍市民は 30 歳代を中心とした比較的若い世代です。

日本国籍市民の 77.8%は 20 年以上、あるいは「生まれてから」ずっと半田市に住み、外国籍市民の半数が「2010 年以前に来日した」あるいは「日本で生まれた」と回答しています。外国籍市民の半数近くは「永住者」なので、在留期限がなく、長期的に日本に住むことが可能です。外国籍市民回答者を国別で見ると 4 割がブラジル人で、一番多く、次いで、ベトナム人 (2 割)、中国人 (1.5 割) です。

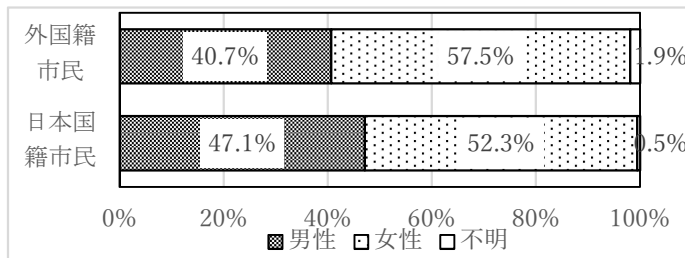


図 3 アンケート回答者の性別

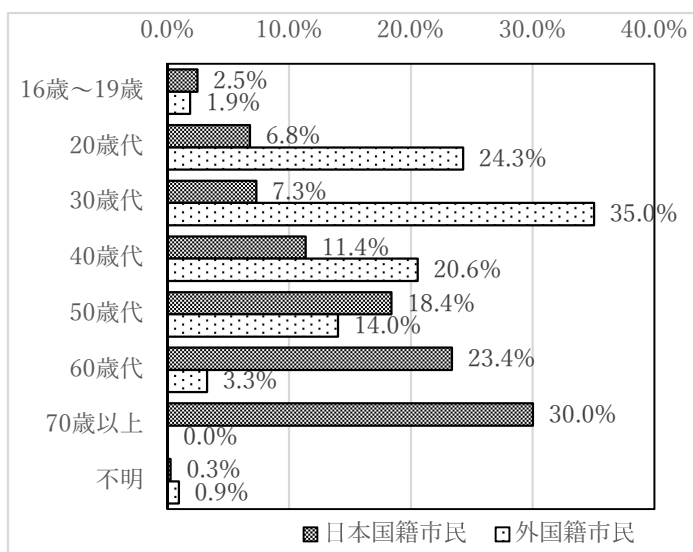


図 4 アンケート回答者の年齢構成

(日本語教育)

外国籍市民の 84.6%、日本国籍市民の 73.9%が「同じ地域で生活する上で大切なこと」として「言葉とコミュニケーション」をあげています。また、日本国籍市民の 69.5%は、外国籍市民が「日本語が分からない」ことで困っていると考えています。

同時に、図 5、6 で見られるように、外国籍市民に自分の日本語能力のレベルを評価してもらったところ、回答者の 84.6%は、日本語の会話の多くがわかり、半分以上は少なくとも簡単な漢字が読めると回答しています。男女別で見ると、会話がわかると答えた女性が男性より多いが、一方、男性の方は漢字が読める割合が高くなっています。この差は文字から情報を得る力、自分の考えを伝える力に影響を与えている可能性があり、今後対策を考える必要があるといえます。

日本語をどこで学んだかという質問に対して、外国籍市民の 22.9%が「家族から」、さらに 19.2%が「無料の日本語教室」と答えています。一方、12.1%は「勉強した経験が全くなく」、残りの半数程度が自国か日本で日本語学校に通った経験があります。

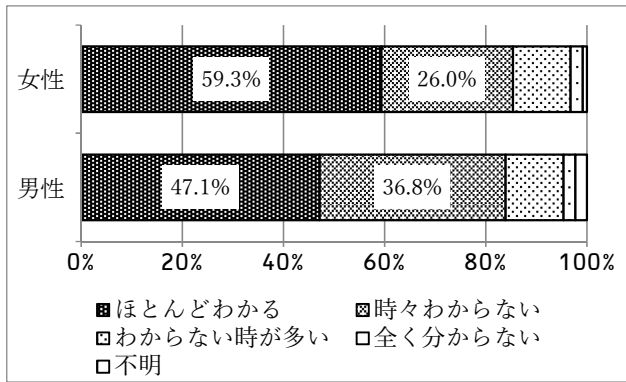


図5 日本語の会話の自己評価 (男女別)

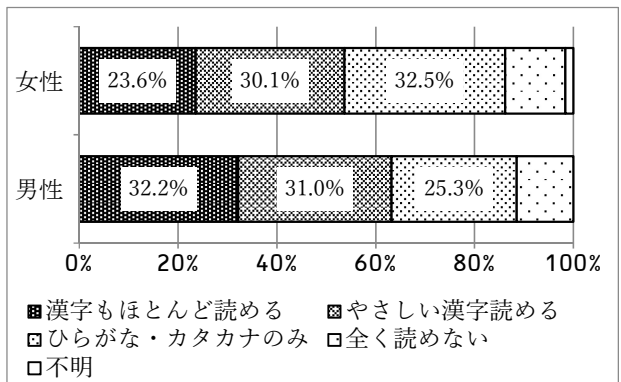


図6 日本語の読解の自己評価 (男女別)

「日本語能力検定試験」の受験経験を見ると、外国籍市民の76.6%は受けたことがありません。このことから、市内に在住する外国籍市民のほとんどは留学や研究、技術習得のために滞在しているのではなく、仕事や生活の拠点として在住していることがわかります。

イ. 地域生活と生活環境の評価

外国籍市民の87.4%、日本国籍市民の70.4%が半田市の生活環境に満足しています。また、外国籍市民の76.1%、日本国籍市民の73.3%は半田市に「ずっと住みたい」もしくは、「できれば住みたい」と考えています。(図7, 8)

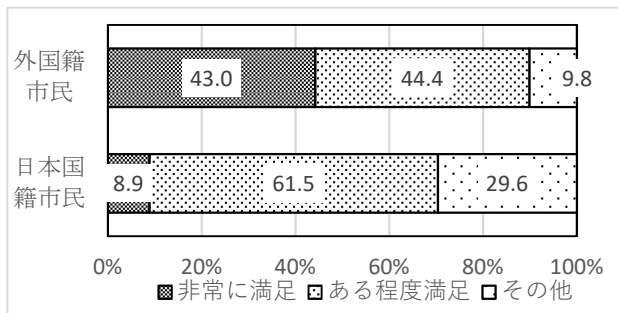


図7 半田市の生活環境に対する満足度

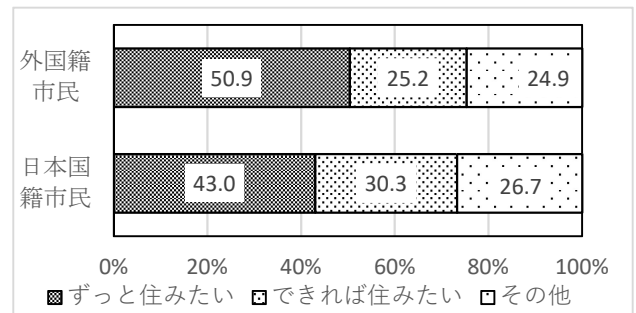


図8 半田市での長期在住に対する意志

外国籍市民も日本国籍市民も、回答者の約半数が地域活動(祭りや清掃活動など)に参加すると答え、外国籍市民の32.7%、日本国籍市民の45.0%は防災訓練に参加した経験があります。したがって、国籍等を問わず対等に参加できるイベントを開催し、異文化とふれあうきっかけを提供する取り組みが、多文化共生を推進する上で効果的だと考えられます。

ウ. 多文化共生に関する考え

(多文化共生の取り組みに対する認知度)

外国籍市民の29.0%と、日本国籍市民の23.5%が「多文化共生」の「意味も知っている」と答えています。しかし、半田市が行っている多文化共生のための行政サービス等の取り組みに対する意識は低く、「半田市多文化共生社会の推進に関する条例」、やさしい日本語の生活ガイドブック、市役所のポルトガル語・スペイン語通訳配置、半田市公式ホームページの翻訳機能に対する認知度はいずれも低めでした。(図9)。これらのサービスをさらに広報PRしていく必要があります。

多文化共生に対する考え方については、全体的に、外国籍市民は日本国籍市民より積極的であることがわかります。例えば、外国籍市民の 87.0%が「自分の国以外の文化と触れることによって、私生活が豊かになる」という質問に対して「そう思う」と答えましたが、同じ答えをした日本国籍市民は 50.3%でした。また、「日本に住む外国籍市民は日本語をもっと学ぶべきだ」という質問に対して外国籍市民の 82.2%が「強くそう思う」と答えましたが、日本国籍市民では 22.2%に留まっています。

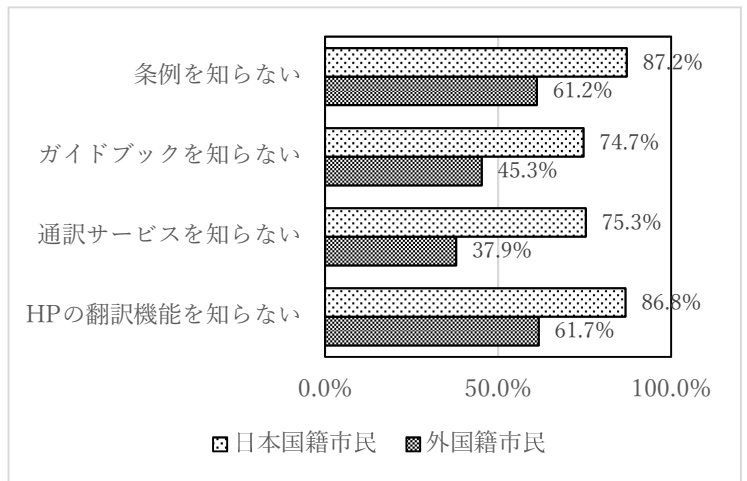


図9 半田市の多文化共生取り組みに対する認知度

このことから、外国籍市民は積極的に自ら日本に馴染もうと考えていることが分かります。

(今後何ができる・何をすべき)

「外国人と日本人が共生していくため、行政は何をすべきだと思いますか」という複数回答可の質問に対して、外国籍市民の 51.4%、日本国籍市民の 35.1%が「日本語教室の開催」と答えています。これは日本国籍市民では最も回答が多く、外国籍市民では「日本人との交流会・イベントの開催」に次いで2位でした。

一方、「多文化共生のためにあなたは何ができると思いますか」という複数回答可の質問に対して、「日本語教室などでボランティアをする」と答えた日本国籍市民は 6.0%しかいませんでした。このことから、今後、行政はボランティアだけに頼らない運営を考えていかなければならないといえます。

(多文化交流の現状)

多文化交流に対する意識は日本国籍市民と外国籍市民で開きがありました。「市内あるいは市外に外国人と友人としての付き合いがある」と答えた日本国籍市民は 7.7%に過ぎなかったのに対して、外国籍市民は 60.3%が「日本人と友達としての付き合いがある」と答えました。つまり、実際には、共生意識の高い特定の日本人が積極的に多くの外国籍市民と親しく付き合っている可能性を示唆しています。

また、図 10、11 のように、「今後積極的に日本人と交流したい」と答えている外国籍市民が 68.2%であったことに対して、「今後積極的に外国人と交流したい」という日本国籍市民は全体としてはわずか 14.6%にとどまっていました。交流を望む 16 歳～30 歳代の若い日本国籍市民は 30%近くでしたが、年齢の高い日本国籍市民と比較して割合が高いことから、「多文化共生のまちづくり」には、若い人たちを積極的に巻き込むことが効果的だと考えられます。

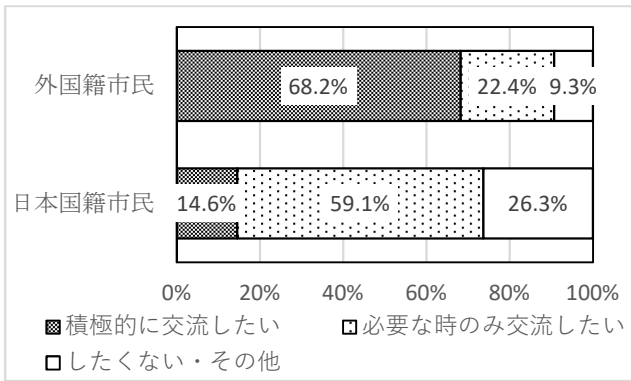


図10 今後の多文化交流に対する意志

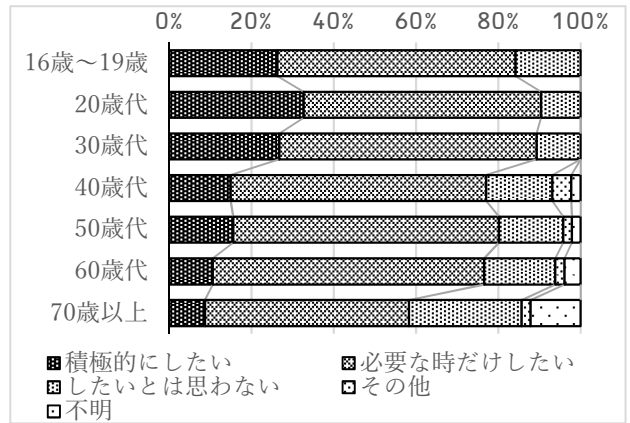


図11 日本国籍市民の年齢別多文化交流に対する意志

エ. 差別や異文化間のトラブル

50歳代以下の外国籍市民の47.7%が「日本人から差別を受けたことがある」と答えています。差別内容を直接的には聞いていませんが、年齢別にみると、若い世代の差別経験が著しく高いことから、日本で過ごした小中学校時代の経験が影響しているかもしれません。また、差別経験があると答えた人は、日本語の会話能力が高く、未就学の子どもがいる人が多く、地域での多文化共生のイベントの開催を望み、行政に対して外国籍の子どもに対する支援を強く望んでいることもあきらかとなっています。

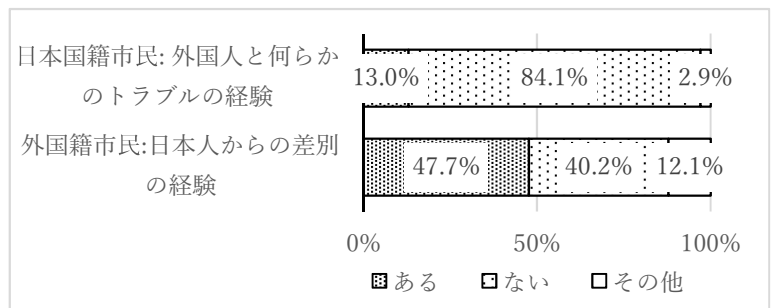


図12 異文化間でのトラブル

一方、日本国籍市民の84.1%の人は、「近所の外国人と特にトラブルになったことがない」と答えています。トラブルがあるとしたらゴミや騒音が主な原因ですが、いずれも8%以下でした。

オ. 今後の多文化共生について

(地域の多文化共生の促進)

「地域」や「行政」は「外国籍市民と日本国籍市民が共生していくために何をすべきか」という質問に対して、上記で触れた日本語教室の提供以外に「日本人と外国人との交流イベント」や「偏見差別をなくす努力」という答えがもっとも多く、それぞれ30%から50%を占めています。

「外国人と日本人が共生していくためにあなたは何ができるか」という質問に対して、日本国籍市民も外国籍市民も「挨拶する」と答えています。また、外国籍市民の48.6%、日本国籍市民の34.7%が同じ質問に対して「気軽に色々な人と話をする」と答えた。つまり、「近所の人と会話をする」ことを促す活動をすれば、多くの住民が参加してくれる可能性があることを示しています。

(子ども達への支援)

共生のために行政ができることの一つとして、外国籍市民の 26.6%が「外国籍の子ども・留学生の支援」を選んでいますが、小・中・高校生の子どものいる家庭だけでみると 34.1%¹だったので、就学している子どもを持つ家庭と相当する数の回答者が支援を増やして欲しいと考えていることが分かります。また、外国籍市民の 30.4%は家庭内に未就学の子どもがいると答えていることから、「外国にルーツのある子どもたち」の支援が今後さらに大きな課題になると予想されます。外国から来日した子どもたちが早めに日本語と日本の生活習慣や教育制度に順応し、今後の日本に必要とされている「グローバル人材」に成長できるような取り組みがますます必要になると考えられます。

(災害の準備)

今後予想されている大地震や毎年各地を襲っている自然災害に対応できるよう、外国籍市民の 77.6%が「多言語で避難場所を説明する」こと、57.0%が「緊急時に多言語で放送・誘導」、36.4%が「SNS での多言語情報発信」を希望しています(図 13)。

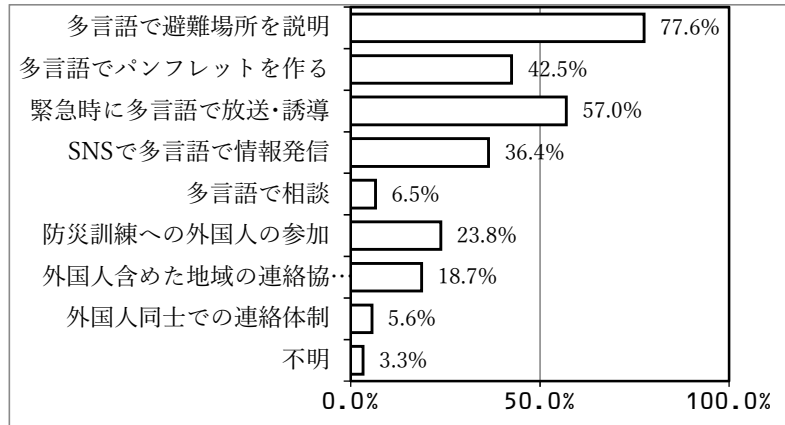


図 13 外国籍市民が災害に対応するために提供してほしいサービス

SNS の利用については、外国籍市民の 71.0%が Facebook を利用していることから、今後、行政から Facebook 上で多言語での情報発信が効果的と考えられます。また、災害発生時のみでなく、定期的に発信し続けることにより、外国籍市民と行政の距離が縮まると考えられます。

¹ ただし、複数人の子どもがいる家庭もいる可能性があります。

(3) 多文化共生推進に向けた課題

日本国籍市民及び外国籍市民に対するアンケート結果から、多文化共生に向けて次のような課題があげられます。

- ・ 外国籍市民の半分以上が永住者で「これから長く半田市に住みたい」と考えています。その方々が真の市民権を得るためにボランティア教室に頼らない日本語教育とそのため予算の確保、特に、学校教育のための言語習得が必要な児童生徒や、男女間での日本語リテラシーの違いを考慮した日本語教育についての検討が急務です。
- ・ 未就学の児童生徒の現状を把握し、対策が必要です。
- ・ 多文化とのふれあいを促すイベントを企画し、実施していくことが必要です。
- ・ 半田市の多文化共生に関する取り組みのさらなる情報発信が必要です。
- ・ 市のホームページの多言語化を進めるとともにその内容の充実が必要です。
- ・ 若い世代を中心として、多文化の交流と共生を進めていくリーダーの養成が重要です。そのためには、市内及び周辺大学の留学生や多様なルーツを持つ高校生など、多文化共生の感覚を持つ若い世代と連携して、多文化理解を促すイベントを学校で開催していくことも効果的と考えられます。
- ・ SNS (Facebook など) における、やさしい日本語・多言語での情報発信を進めることが必要です。そのために、地域の大学の留学生などの力を活かすことが考えられます。また、災害時だけでなく、生活情報やイベント情報などを定期的に流すことにより、「市民」としての意識を高めることも必要です。

4. 半田市が目指す多文化共生の都市像と基本目標

(1) 目指すべき都市像(目標像)

すべての市民が国籍等を問わず互いに理解し、尊重し合って創る

元気な多文化共生都市・はんだ

(2) 計画の理念

半田市多文化共生社会の推進に関する条例に基づき、以下の2点を計画の理念として掲げます。

- ・国籍等を問わず、すべての市民の基本的人権を尊重し、互いに理解し尊重し合う、活力のあるまちを創ります。
- ・すべての市民が地域社会の中で役割を担い、力を発揮し、社会参画できるまちを創ります。

<参考>半田市多文化共生社会の推進に関する条例

(基本理念)

第三条 多文化共生社会の推進は、豊かで活力あるまちづくりを進めるため次の各号に掲げる事項が必要であることを旨として行われなければならない。

- 一 個人の尊厳が重んぜられ、個人の能力を発揮する機会が確保されることにより市民の人権が尊重されること
- 二 市民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画できること

(3) 基本目標と基本方針

(目指すべき都市像)

すべての市民が国籍等を問わず互いに理解し、尊重し合って創る
元気な多文化共生都市・はんだ

基本目標 1 多文化社会を支えるひとづくり

基本目標 2 共生のための支援

基本目標 3 協働によるまちづくり

基本目標 1 多文化社会を支えるひとづくり

国籍、民族等の異なる様々な市民が、互いの文化的な違いや特徴を理解し、尊重しながら、共生の意識を醸成するとともに、多様性を力として元気な地域をつくることができるように、ひとづくりを進めます。

そのためには、自由で対等に交流できる多文化共生イベントや姉妹友好都市交流など、交流の場と機会の創出に努めるとともに、既存の異なる生活習慣や文化を知る機会を充実させ、市民の多文化共生の意識の醸成を推進します。

基本目標 2 共生のための支援

すべての市民の尊厳を重んじ、基本的人権を保障したうえで、個人の能力を発揮する機会を確保するため、合理的な配慮を通じて、安全で安心な豊かな生活を送ることができるよう、基盤整備や情報提供の充実を図ります。

そのために、外国籍市民や海外にルーツを持つために日本語によるコミュニケーションに課題を抱える市民が、日本語を学ぶ機会を充実させるとともに、行政サービスや日本の習慣や生活のルール、災害などに関する必要な情報が得られるように合理的な配慮を行います。

基本目標 3 協働によるまちづくり

「国籍等を問わず、すべての市民が地域を支える担い手である」との理念の下、特に、外国籍市民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に参加できる地域づくりを進めます。

そのために、地域での多文化共生に関わる活動に対する支援、交流機会の創出、外国籍市民のこれまでの日本での生活における経験、知恵、技を財産として発掘し、活かすことを進めます。

5. 多文化共生推進に向けた施策体系、成果指標

(1) 施策体系

都市像	基本目標	施策	内容
<p>元氣な多文化共生都市・はんだ すべての市民が国籍等を問わず互いに理解し、尊重し合って創る</p>	<p>多文化社会を支える ひとつづくり</p>	<p>多文化共生を推進するイベントや講座の開催等</p>	<p>多文化共生イベントの開催や各種イベントに多文化共生啓発を目的に参加することで、多くの市民が多文化にふれる機会を創出します。 市民や学校・事業所等を対象とした講座を開催し、多文化共生の意識を醸成します。</p>
		<p>外国籍市民向けボランティア養成講座の開催</p>	<p>多文化共生に意欲や関心を持つ外国籍市民を対象として、ボランティア養成講座を開催し、活動団体とのマッチングや新たな活動を支援します。</p>
	<p>共生のための支援</p>	<p>行政情報、行政窓口等の多言語化</p>	<p>やさしい日本語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語、英語を基本として、行政情報の多言語化を図ります。通訳の配置や翻訳機等の活用など、行政窓口の多言語対応を進めます。 半田市公式ホームページの多言語対応について周知するとともに、利用しやすいホームページ作りを進めます。 市内における標識や看板の多言語化を検討します。</p>
		<p>やさしい日本語の普及啓発</p>	<p>職員や市民、自治区等を対象とした講座を開催し、やさしい日本語の普及、啓発を進めます。</p>
		<p>外国籍市民のための生活相談窓口の開設</p>	<p>外国籍市民に対する生活相談窓口を開設し、必要な情報を提供したり専門の社会資源へつなげたりします。 窓口での相談内容や地域の声をデータベース化し、これを参考に必要な支援体制を整備します。</p>
		<p>日本語習得支援</p>	<p>外国人に対し日本語習得に関する情報を提供します。 外国人向け日本語教室運営に対する補助や日本語習得の機会を増やすための施策を検討します。</p>
		<p>学校生活支援</p>	<p>日本語初期指導教室の設置など、外国籍児童生徒に対する日本語習得及び学校生活支援の体制充実に努めます。</p>
		<p>防災・減災への対応</p>	<p>大地震・自然災害の知識や対応方法など、市民一丸となって防災・減災に取り組むため、外国籍市民への情報提供や防災訓練等の実施方法を検討します。 発災時の情報提供や避難所運営等について、外国籍市民への必要な配慮（言語、宗教、習慣など）を関係者と共有し、体制整備を検討します。</p>

都市像	基本 目標	施 策	内 容
<p>元 気 な 多 文 化 共 生 都 市 ・ は ん だ</p> <p>す べ て の 市 民 が 国 籍 等 を 問 わ ず 互 い に 理 解 し 、 尊 重 し 合 っ て 創 る</p>	<p>協 働 に よ る ま ち づ く り</p>	<p>自治区・コミュニティへの支援</p>	<p>自治区に外国籍市民が安心して加入できるよう、自治区の機能や役割等を説明する全市共通の案内チラシを多言語で作成し、転入時に説明・配布します。 外国籍市民が参加しやすいよう配慮された、地域の多文化共生型イベントを支援します。 多文化共生を推進する自治区に、多言語対応支援（翻訳機の貸出等）を行い、その成果を広く他自治区に発信します。</p>
		<p>外国籍市民支援団体と地域団体との交流</p>	<p>外国籍市民の支援を行う市民活動団体と自治区などの地域団体の交流会や意見交換会を開催し、多文化共生に向けての課題共有と解決方策を考えます。</p>
		<p>市内企業への協力依頼</p>	<p>経済団体等と連携し、事業所訪問等により多文化共生に関する現状調査及び多文化共生推進への協力依頼をします。</p>
		<p>外国籍市民による情報発信への支援</p>	<p>SNSの活用など、外国籍市民による情報発信を支援・促進し、より多くの市民が共有できる方法を検討します。</p>
		<p>（仮称）多文化共生サポーター制度の創設</p>	<p>多文化共生に関心を持ち、関わる市民等を増やし、つなげるため、多文化共生サポーター制度の創設を検討します。</p>

(2) 成果指標

本計画に基づいて、多文化共生を計画的かつ確実に推進するため、以下の指標に基づいて、その進行管理を進めます。なお、指標については社会状況の変化に応じて適宜見直していきます。

(目指すべき都市像)

すべての市民が国籍等を問わず互いに理解し、尊重し合って創る
元気な多文化共生都市・はんだ

基本目標 1 多文化社会を支えるひとづくり

① 多文化共生イベントの主催、各種イベントにおける多文化共生啓発の実施回数

現状値：1回（平成30年度実績）

目標値：5回

達成目標時期：令和4年度

② 多文化共生を推進するための講座開催数

現状値：1回（平成30年度実績）

目標値：5回／年（市民向け講座、事業所向け講座、市職員向け講座など）

達成目標時期：令和4年度

注：多文化共生講座、やさしい日本語講座、国際交流・文化交流など

③ 多文化共生という言葉聞いたことがある市民の割合

現状値：日本国籍市民 58.4%、外国籍市民 46.8%（令和元年度アンケート調査結果）

目標値：日本国籍市民 80.0%、外国籍市民 70.0%

達成目標時期：令和6年度

基本目標 2 共生のための支援

④外国人生活相談窓口の設置

現状値：－

目標値：設置

達成目標時期：令和3年度

⑤市役所多言語 web サイトへのアクセス数

現状値：1,950回/年（平成30年度実績）

目標値：10,000回/年

達成目標時期：令和6年度

⑥「やさしい日本語」を知っている（外国人に話しかけたことがある）市民の割合

現状値：日本国籍市民14.5%（令和元年度アンケート調査結果）

目標値：日本国籍市民30.0%

達成目標時期：令和6年度

⑦日本語初期指導教室の設置

現状値：－

目標値：設置

達成目標時期：令和5年度

注：日本語初期指導教室とは、日本語教育が必要な外国人児童生徒が、学校生活のルールを学び、初期の日本語教育を受けることで、学校生活への早期適応を図るための教室のこと。

基本目標 3 協働によるまちづくり

⑧多文化共生推進に関わっている市民（仮称：多文化共生サポーター）の人数

現状値：－

目標値：1,000人

達成目標時期：令和6年度

注：半田市多文化共生プラン策定後、共生を推進するためには多くの市民・地域・事業所等の協力が必要である。多文化共生に関わる市民等を増やし、共に推進するための制度を検討し創設します。（仮称：多文化共生サポーター）

6. プランの進行管理

(1) 推進体制

本プラン推進のための所管課を 企画部市民協働課 とします。

市民協働課は、市としての方針や全体調整、多分野に関わる課題等を解決するため、市民、関係団体、企業等と連携し、多文化共生を推進していきます。

また、プラン推進のために以下の組織を設置します。

- 「(仮称)多文化共生推進懇談会」 年2回程度開催
市民・地域団体・企業を含めて、本プラン推進の中心をなす組織として位置づけます。
外国人(国籍等を問わず外国にルーツのある市民)がメンバーの半数となるよう努力します。

- 「(仮称)多文化共生庁内推進会議」 年6回程度開催
所管課を中心とした関係各課で構成する庁内連絡調整会議。
各部署で取り組んでいる多文化共生につながる施策の推進状況や課題の共有を図ります。

(2) 進行管理の方法

「(仮称)多文化共生推進懇談会」による外部評価を定期的に行い、結果を公表します。

参考資料①

○半田市多文化共生社会の推進に関する条例（平成31年半田市条例第14号）

（目的）

第一条 この条例は、多文化共生社会の推進について、基本理念を定め、市、議会、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、多文化共生社会の推進に関する施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進することにより、国籍、民族等の違いにかかわらず市民の人権が尊重され社会参画が図られる地域社会の形成を促進し、もって豊かで活力ある社会の実現を目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「多文化共生社会」とは、国籍、民族等の異なる人々が、文化的な違いを理解し、地域社会の構成員として対等な関係を築こうとしながら共に生きようとする社会をいう。

（基本理念）

第三条 多文化共生社会の推進は、豊かで活力あるまちづくりを進めるため次の各号に掲げる事項が必要であることを旨として行われなければならない。

- 一 個人の尊厳が重んぜられ、個人の能力を発揮する機会が確保されることにより市民の人権が尊重されること
- 二 市民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画できること

2 多文化共生社会の推進は、市、議会、事業者、市民等の適切な役割分担の下に協働して行われなければならない。

（市の責務）

第四条 市は、前条の基本理念にのっとり、多文化共生社会の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（議会の責務）

第五条 議会は、多文化共生社会の推進に関する活動に主体的に参加するとともに、関係機関と連携して基本施策の立案及び推進に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、多文化共生社会の推進に努めるとともに、市が実施する多文化共生社会の推進に関する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第七条 市民は、基本理念にのっとり、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生社会の推進に寄与するよう努めるものとする。

（多文化共生社会推進計画）

第八条 市は、多文化共生社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生社会推進計画(以下「計画」という。)を定めなければならない。

2 市は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(市民の活動を促進するための支援)

第九条 市は、市民が行う多文化共生社会の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(教育の充実)

第十条 市は、市が推進する教育方針に基づき、外国にルーツを持つ子どもたちも学べる学習環境の整備および充実に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十一条 市は、多文化共生社会を推進するため、事業者、市民、関係機関、関係団体等と連携し、必要な体制の整備に努めるものとする。

(調査研究)

第十二条 市は、多文化共生社会の推進状況を把握するとともに、多文化共生社会の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を実施するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十三条 市は、多文化共生社会の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

参考資料②

在留資格一覽

令和元年11月現在
出入国在留管理庁HPより

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動	ポイント制による高度人材	5年
	2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動（2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）		無制限

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	企業等の経営者・管理者	5年, 3年, 1年, 4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士, 外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士, 公認会計士等	5年, 3年, 1年又は3月
医療	医師, 歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師, 歯科医師, 看護師	5年, 3年, 1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年, 3年, 1年又は3月
教育	本邦の小学校, 中学校, 義務教育学校, 高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校, 専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年, 3年, 1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学, 工学その他の自然科学の分野若しくは法律学, 経済学, 社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授, 芸術, 報道, 経営・管理, 法律・会計業務, 医療, 研究, 教育, 企業内転勤, 介護, 興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者, 通訳, デザイナー, 私企業の語学教師, マーケティング業務従事者等	5年, 3年, 1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店, 支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年, 3年, 1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士	5年, 3年, 1年又は3月
興行	演劇, 演芸, 演奏, スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	俳優, 歌手, ダンサー, プロスポーツ選手等	3年, 1年, 6月, 3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師, スポーツ指導者, 航空機の操縦者, 貴金属等の加工職人等	5年, 3年, 1年又は3月

在留資格	本邦において行うことができる活動		該当例	在留期間
特定技能	1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	1年、6月又は4月
	2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月
技能実習	1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動		
	2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
	3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（この表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）		日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動		観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間
家族滞在	この表の教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、文化活動、留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動		在留外国人が扶養する配偶者・子	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、3年、1年3月、1年、6月又は3月
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動		外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者子・特別養子	5年, 3年, 1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年, 3年, 1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民, 日系3世, 中国残留邦人等	5年, 3年, 6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

問9 あなたは、地域の防災訓練に参加したことがありますか。

1. 参加したことがある
2. 参加したことはない
3. 開催していることは知っているが、参加したことはない

2. もしくは3. を選択した方は理由をお答えください _____

問10 あなたは半田市にこれからも住み続けたいですか。

1. ずっと住み続けたい
2. できれば住み続けたい
3. いずれ引越したい
4. どちらともいえない
5. わからない

3. を選択した方は理由をお答えください _____

問11 あなたは半田市での生活環境に満足していますか。

1. 非常に満足
2. ある程度満足
3. どちらともいえない
4. やや不満
5. 非常に不満

Ⅲ つぎに、「多文化共生」についてお尋ねします。

問12 あなたは、「多文化共生」という言葉を聞いたことがありますか。

1. 聞いたことがあり、意味も知っている
2. 言葉は聞いたことがあるが、意味はよく知らない
3. 聞いたことがない

問13 2019年4月に「半田市多文化共生社会の推進に関する条例」ができました。このことを知っていましたか。

1. 内容も含めて知っている
2. 条例ができたことは知っているが内容は知らない
3. 知らなかった

【半田市多文化共生社会の推進に関する条例】

(基本理念) 第三条多文化共生社会の推進は、豊かで活力あるまちづくりを進めるため次の各号に掲げる事項が必要であることを旨として行われなければならない

- 一 個人の尊厳が重んぜられ、個人の能力を発揮する機会が確保されることにより市民の人権が尊重されること
- 二 市民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画できること

問14 半田市では、外国人を支援する施策をいくつか実施しています。あなたは知っていますか。

(1) 半田市外国人生活ガイドブックを作成し配布している(やさしい日本語で書かれたもの)

1. 読んだことがある、または持っている
2. 知っているが読んだことはない
3. 聞いたことはあるが見たことはない
4. 知らなかった

(2) 市役所にポルトガル語、スペイン語の通訳者がいる

1. 知っている 2. 聞いたことはある 3. 知らなかった

(3) 半田市のホームページに自動翻訳機能(ポルトガル語・中国語・韓国語・英語)がある

1. 知っている 2. 聞いたことはある 3. 知らなかった

(4) その他、あなたが知っている外国人支援の施策があれば教えてください

IV 外国人との交流経験や多文化共生に向けてのあなたのお考えをお聞きます。

問 15 多文化社会について、あなたの意見に最も近いものを一つ選んでください。

(1) 日本以外の文化と触れることによって、私生活が豊かになる

1. 強くそう思う 2. ある程度そう思う 3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない 5. 全然そう思わない

(2) これからの日本社会は外国人をもっと必要としている

1. 強くそう思う 2. ある程度そう思う 3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない 5. 全然そう思わない

(3) 外国人が増えることによって、日本の社会は良くなる

1. 強くそう思う 2. ある程度そう思う 3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない 5. 全然そう思わない

(4) 日本に住む外国人は日本語を学ぶべきだ

1. 強くそう思う 2. ある程度そう思う 3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない 5. 全然そう思わない

(5) 半田市は外国人にとって住みやすい

1. 強くそう思う 2. ある程度そう思う 3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない 5. 全然そう思わない

(6) 身近な地域に外国人が増えるのは活気が出てよい

1. 強くそう思う 2. ある程度そう思う 3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない 5. 全然そう思わない

(7) 外国人が増えることで、日本の文化や社会の良さと課題を改めて考えさせられる

1. 強く思う
2. ある程度思う
3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない
5. 全然そう思わない

問 16 現在、海外の文化と何か関わりはありますか。主なことを 5つ以内 で選んでください。

(1) 海外の音楽を聴いたり、映画を見たりする

(2) 海外のお祭りや伝統について知っている

(3) 海外のお祭りや伝統に参加したことがある

参加したことがあるものを教えて下さい (例) 愛知県のベトナムフェスティバル など

(_____)

(4) 他の国の料理を食べる

(5) 他の文化の服やアクセサリーを身につける

(6) 海外のニュースを意図的に読んだり聞いたりする

(7) 職場に外国人の同僚がいる

(8) 外国人の知り合い・友達がいる

(9) 日本語以外の言語を勉強している・したことがある

(10) 海外旅行に行ったことがある

(11) 日本以外の国に住んだことがある

(住んだ期間: 1. 1~3ヶ月 2. 3~6ヶ月 3. 6ヶ月~1年 4. 1年以上)

(12) 日本以外の文化との接点がない

(13) その他(_____)

問 17 まわりに外国人が増えていると感じますか。

1. 強く感じる
2. ある程度感じる
3. どちらともいえない
4. あまり感じない
5. 全然感じない

問 18 上記の問 17 に「強く感じる」、「ある程度感じる」と答えた方に聞きます。外国人が多いと感じるのは、どの場面ですか。主なものを 3つ以内選んでください。

1. まちで外国人をよく見る

2. 近所に外国人が住んでいる

3. お店で働く外国人が多い

4. 留学生が多い

5. まちで外国語をよく耳にする

6. 学校に外国籍の子どもがいる

7. 外国語の看板を見る

8. 外国人観光客をよく見かける

9. その他(_____)

問 19 現在、日本に住んでいる外国人と交流がありますか。

1. 道であいさつをする程度
2. 外国人の友人が半田に住んでいる
3. 外国人の友人が半田市以外にいる
4. 職場に外国人の人がいる
5. 外国人との交流は全くない
6. その他(_____)

問 20 外国人が困っていることは何だと思えますか。主なことを 5つ以内選んでください。

1. 近所との付き合い方がわからない
2. 日本語がわからないため、コミュニケーションがとれない
3. 住まいが狭かったり、不便である
4. 病気の時に医者や病院に行きにくい
5. 日本人の友人が少ない
6. 子どもの教育がしっかりできない
7. 交通機関の利用方法がわからない
8. 仕事の賃金が低い
9. 仕事の労働時間が長すぎる
10. 職場の人間関係が難しい
11. 家族や自分の国の友人が少ない
12. 災害時・緊急時にどうしたらいいかわからない
13. 外国人としての差別・偏見を感じる
14. 年金など、将来についての不安がある
15. 日本社会が閉鎖的だと感じる
16. その他(教えてください: _____)

問 21 日本の法律上、外国人の子どもは小中学校への就学義務はないため、小・中学校に通わないことがあります。また、小・中学校に通っていても勉強についていけず、進学できない子がいるなどの問題が起きています。こうしたことに対してどうすればいいとお考えですか。あなたの考えに近いものを 3つ以内で選んで下さい

1. 日本の学校に就学する前に、授業についていけるよう最低限の日本語教育や学校での基本的な生活について教えるべきである
2. 日本の学校に就学・進学できるよう、日本の学校制度や進路についての情報を提供すべきである
3. 外国人の子どもは、外国人学校（ブラジル人学校や朝鮮学校など）に通うほうがいいと思う
4. 放課後に学習を支援したり、不登校児童の支援をするための教室を地域に設けるべきである
5. 外国人の子どもについても、日本の学校に就学することを義務化すべきである
6. 外国人の子どもより先に日本人の子どもの問題に対応すべきである
7. 外国人の子どもが日本の学校に行くかどうかは自由意志であるので、不就学であってもかまわない
8. その他(_____)
9. わからない

問 22 あなたは近所の外国人とトラブルになったことはありますか。(該当するものすべてを選んでください。)

1. 特にない
2. ゴミ出しのマナー
3. 公園の利用
4. 騒音
5. その他(_____)

V 今後の多文化共生に向けて

問 23 今後、外国人ともっと交流したいですか。

1. 今後、積極的に交流したい
2. 必要な時にだけ交流したい
3. 交流したいとは思わない
→ その理由は何ですか (_____)
4. その他 (_____)

問 24 日本人と外国人がもっと深く関わるために、何が必要だと思いますか。必要だと思うものをすべて選んでください。

1. 多文化交流イベント
2. お互いの文化を理解するための教育
3. 外国人のための日本語教育
4. 日本人のための外国語教育
5. 多言語による情報の提供
6. 地域の活動への外国人の参加
7. その他(_____)
8. わからない

問 25 外国人と同じ地域で生活する上で大切なことは何だと思いますか。大切だと思うものをすべて選んでください。

1. ことばとコミュニケーション
2. 生活習慣の相互理解
3. 価値観の違いを知る
4. 文化の違いを知る
5. 外国人の人柄を知る
6. 先入観を持たない
7. その他(_____)
8. 特にない

問 26 多文化共生のためにあなたは何かができると思いますか。主なものを5つ以内で選んでください。

1. あいさつなど声をかけ合う
2. 気軽に話をする
3. 生活習慣やルールを相談し合う
4. 近くに住んでいる外国人と話し合う
5. 近くに住んでいる外国人との交流やイベントに参加する
6. 近くに住んでいる外国人に、避難訓練や清掃などの地域活動への参加を呼びかける
7. 外国の文化・ことば・料理などを紹介する講座に参加する
8. いろいろな言葉が話せるよう外国語を学ぶ
9. 翻訳・通訳や日本語教室などのボランティア活動への参加
10. 日本の生活に慣れていない外国人支援活動への協力
11. 特にない
12. その他(_____)

問 27 外国人と共生していくために、地域ではどのようなことが出来ると思いますか。

1. 声掛けを積極的にする
2. 地域の催しに積極的に招く
3. 日本と外国の文化を紹介しあう催しを地域で開催する
4. ゴミ出しや防災に関する情報をわかりやすく伝える
5. 困ったときに助け合えるようにする
6. その他 (_____)

問 28 外国人と日本人が共生していくため行政は何をすべきだと思いますか。

1. 日本人と外国人の交流会やイベント
2. 日本の文化や生活情報を外国語で案内する
3. 外国の文化や生活情報を紹介する
4. 外国語での生活相談
5. 日本語教室の開催
6. 日本人と外国人が意見を交換する
7. 日本人と外国人による協働を増やす
8. NPOやボランティアの育成と支援
9. 外国人への偏見・差別をなくすための努力
10. 外国籍の子どもや留学生への支援
11. 外国人も意見や提案をしやすくする
12. 特にない
13. その他 (_____)

問 29 地震などの災害が起こった時には、外国人を含めて、地域住民で協力し合って対応することが必要です。あなたは行政に対してどのような取り組みを要望しますか。重要だと思うものを3つ以内で選んでください。

1. 避難場所の掲示等に多言語を併記する
2. 多言語の緊急対応パンフレットを配る
3. 緊急時に多言語の放送や誘導を行う
4. 多言語の相談を行う
5. SNS(ツイッター・フェイスブック)などで多言語の情報を迅速に発信する
6. 地域の防災訓練に外国人が参加しやすいようにする
7. 外国人を含めて、地域の人同士の連絡・協力体制づくりを進める
8. 外国人同士の連絡・協力体制づくりを進める
9. その他 (_____)

問 30 外国人とのコミュニケーションツールとして、「やさしい日本語」という考え方があります。あなたをご存知ですか。

1. 知っており、外国人とコミュニケーションを取るときに積極的に使っている
2. 聞いたことはあるが使ったことはない
3. 聞いたことはないが、「やさしい日本語」について知りたい
4. 聞いたことがない

問 31 半田市での多文化共生に関するご意見があれば、ご自由にお書きください。

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

半田市 多文化共生 アンケート (外国人向け)
多文化共生: 色々な国の人と一緒に生活して、社会を作ること

I あなたについて

1 あなたは男の人ですか、女の人ですか?

- 1. 男 2. 女

2 いくつですか?

- 1. 16~19才 2. 20~29才 3. 30~39才 4. 40~49才
5. 50~59才 6. 60~69才 7. 70才以上

3 どこの国から来ましたか? (答えなくてもいいです)

- 1. ブラジル 2. ペルー 3. ボリビア
4. ベトナム 5. フィリピン 6. タイ
7. インドネシア 8. ネパール 9. スリランカ
10. 中国 11. 韓国
12. ほかの国(名前:)

4 あなたのビザは何ですか? (答えなくてもいいです)

- 1. 永住者 2. 定住者 3. 日本人の配偶者等 4. 永住者の配偶者等
5. 家族滞在 6. 技能実習生 7. 技術・人文知識・国際業務
8. 留学 9. 教授 10. 宗教 11. 教育
12. 企業内転勤 13. 技能 14. 特定活動 15. 経営・管理
16. 特定技能

5 いつ日本に来ましたか?最後に来たときを教えてください。

- 1. 2018~2019 2. 2016~2017 3. 2014~2015
4. 2010~2014 5. 2010より前 6. 日本で生まれた

6 半田市のどこに住んでいますか?

- 1. 亀崎 2. 乙川 3. 半田
4. 成岩 5. 青山
6. わかりません(住所の「町」を知っていたら、教えてください)

7 全部で、半田市に何年住んでいますか?

- 1. ~3年 2. 3~5年 3. 5~10年
4. 10~20年 5. 20年以上 6. 生まれてからずっと

8 ^す **どんなところで住んでいますか？**

1. 自分・家族の家 じぶん かぞく いえ 2. 借りている家 か いえ 3. 自分・家族のマンション じぶん いえ
 4. 借りているマンション・アパート か 5. 会社のアパート・寮 かいしゃ りょう
 6. ほかのこと(教えてください: _____)

9 **お仕事は何ですか？(2つ以上の答えを選んでいいです)**

1. 会社員 かいしゃいん 2. パート・アルバイト いじょう こた えら 3. 自分の会社・店を持っている じぶん かいしゃ みせ
 4. 学生 がくせい 5. 仕事はない しごと
 6. ほかのこと(教えてください: _____)

10 **あなたの家に18才までの子どもはいますか？**

- (1) 小学校に行く前の子ども しょうがっこう い こ 1. いる 2. いない
(2) 小学生 しょうがくせい 1. いる 2. いない
(3) 中学生 ちゅうがくせい 1. いる 2. いない
(4) 高校生 こうこうせい 1. いる 2. いない
(5) 学校に行っていない7才～15才の子ども がっこう い さい さい 1. いる 2. いない

11 **あなたは車を持っていますか？**

1. はい、持っています くるま も 2. いいえ、持っていません も

II 日本語について聞きます

12 **あなたは、どこで日本語を勉強しましたか？(2つ以上の答えを選んでいいです)**

1. 家族に教えてもらいました いえ おし 2. 自分の国の日本語学校 じぶん くに にほんご がっこう
 3. 日本の日本語学校(お金がかかるところ) にほん にほんご がっこう かね 4. 日本語教室(お金がかからないところ) にほんご ぎょうしつ かね
 5. 日本語を勉強したことはありません にほんご べんきょう
 6. ほかのこと(教えてください: _____)

13 **日本語の会話はどれくらいわかりますか？(1つ選んでください)**

1. ほとんどわかります 2. 時々わかりません ときどき
 3. わからないときが多い おお 4. 全然わかりません ぜんぜん

14 **日本語を読むことができますか？(1つ選んでください)**

1. 漢字もほとんど読めます かんじ よ 2. やさしい漢字は読めます かんじ よ
 3. ひらがなとカタカナだけ読めます よ 4. 全然読めません ぜんぜん よ

15 日本語能力試験 (JLPT) に合格しましたか?(1つ選んでください)

1. N1 合格 2. N2 合格 3. N3 合格
 4. N4 合格 5. N5 合格
 6. 日本語能力試験 (JLPT) を受けたことはありません

III 生活について聞きます。

16 家の近くで、お祭りや道路の掃除のような活動に参加していますか?

1. よく参加します 2. 時々参加します 3. ほとんど参加しません
 4. 全然参加したことはありません

17 家の近くの防災訓練 (地震や災害の練習) に参加したことがありますか?

1. 参加したことがあります 2. 参加したことはありません
 3. 話を聞いたことはあるが、参加したことはありません

「2.参加したことはありません」、「3. 話を聞いたことはあるが、参加したことはありません」と答えた人に聞きます。

なぜですか?

18 半田市にこれからも住みたいですか?

1. ずっと住みたい 2. できれば住みたい 3. いつか引越したい
 4. どっちでもいい 5. わかりません 6. 国に帰る予定がある

3.いづれ引越したいと答えた方、その理由を教えてください:

19 半田市での生活は好きですか?

1. とても好きです 2. まあまあ好きです 3. 好きでも嫌いでもない
 4. まあまあ嫌いです 5. とても嫌いです

理由を教えてください:

IV つぎに、「多文化共生」について聞きます。

20 「多文化共生」ということばを聞いたことがありますか?

1. はい。意味もわかる 2. 聞いたことがあるけど、意味がわかりません
 3. 聞いたことがない 4. わかりません

21 半田市は2019年4月に「半田市多文化共生社会の推進に関する条例」(多文化共生社会を半田市で作るための決まり)ができました。

このことを知っていますか?

1. よく知っています 2. 聞いたことがあります
 3. 知りませんでした 4. わかりません

22 半田市は、外国人のために、次のことをやっています。知っていますか?

(1) やさしい日本語の「生活ガイドブック」があります

1. はい。読んだことがあります・持っています 2. 知っているけど、読んだことはありません
 3. いいえ。知りませんでした

(2) 市役所にポルトガル語、スペイン語の通訳者がいます

1. はい。使ったことがあります 2. 知っているけど、使ったことはありません
 3. いいえ。知りませんでした

(3) 半田市のホームページに自動翻訳機能(ポルトガル語・中国語・韓国語・英語)がある

1. はい。使ったことがあります 2. 知っているけど、使ったことはありません
 3. いいえ。知りませんでした

(4) あなたが使ったことがあるサービスや、知っているサービスがほかにあれば教えてください。

V 「多文化共生」についてあなたの考え方を教えてください。

23 色々な国の人と一緒に住む社会について、あなたの考え方に一番近いものを選んでください。

(1) ほかの国の文化を体験すると人生が楽しくなります

1. とてもそう思います 2. まあまあそう思います 3. よくわかりません
 4. あまりそう思いません 5. 全然そう思いません

(2) 日本社会はもっとたくさんの外国人を必要としています

1. とてもそう思います 2. まあまあそう思います 3. よくわかりません
 4. あまりそう思いません 5. 全然そう思いません

(3) 外国人が増えたら、日本の社会は良くなります

1. とてもそう思います 2. まあまあそう思います 3. よくわかりません
 4. あまりそう思いません 5. 全然そう思いません

(4) 日本に住む外国人は日本語を勉強しなければなりません

1. とてもそう思います 2. まあまあそう思います 3. よくわかりません
 4. あまりそう思いません 5. 全然そう思いません

(5) 半田市は外国人にとって住みやすいところです

1. とてもそう思います 2. まあまあそう思います 3. よくわかりません
 4. あまりそう思いません 5. 全然そう思いません

24 日本人の友達はいますか?

1. 日本人の友達がいいます 2. 困ったら、相談できる日本人の知り合いがいいます
 3. 日本人に会ったら、あいさつをします 4. 日本人とほとんど話しません
 5. ほかの答え(教えてください: _____)

25 今、困っていることはありますか? 5つまで選んでください。

1. 近くに住んでいる人と仲良くできません 2. 日本語がわかりません。コミュニケーションが難しい
 3. 家が狭い。便利ではない 4. 病院に行くのが難しい
 5. 日本人の友達が少ない 6. 子どもの教育ができません
 7. バスや電車は使えません 8. 給料が低い
 9. 仕事の時間が長すぎます 10. 仕事で友達がいません
 11. 同じ国の友達がいません 12. 災害が起きたら、どうしたらいいかわかりません
 13. 差別を感じます 14. 将来について、お金などが不安です。
 15. 日本は住みにくい
 16. ほかのこと(教えてください: _____)

26 困ったとき、どのようにしますか?

1. 市役所で相談します 2. 日本人の友達に相談します
 3. 同じ国の友達に相談します 4. インターネットで調べます
 5. ほかのこと(教えてください: _____)

27 外国人として、日本人から差別を受けたことがありますか?

1. はい、あります 2. いいえ、ありません 3. わかりません

べつ くに がいこくじん さべつ う
28別の国の外国人から差別を受けたことがありますか？

1. はい、あります 2. いいえ、ありません 3. わかりません

たぶんかきょうせい
VI これからの「多文化共生」について

ほんだし じょうほう つた ほ
29半田市からの情報は、どのように伝えて欲しいですか？

1. ホームページの翻訳をして欲しい(色々な言語で)
 2. SNS やメールで送って欲しい(色々な言語で)
 3. パンフレットやチラシなどを作って欲しい(色々な言語で)
 4. 翻訳機を使って欲しい
 5. 色々な言語ができるスタッフを市役所にいて欲しい
 6. ほかのこと(教えてください: _____)

にほんじん なかよ
30 これから日本人ともっと仲良くしたいですか？

1. はい、仲良くしたいです
 2. 必要な時に話せるようにしたいです
 3. 仲良くする必要をあまり感じない
→ その理由は何ですか(_____)
 4. ほかのこと(教えてください: _____)

にほんじん がいこくじん なかよ なに ひつよう おも
31 日本人と外国人がもっと仲良くするために、何が重要だと思えますか？

- 必要だと思えることをすべて選んでください。
 1. 色々な国の文化イベント 2. 色々な国の文化を理解するための教育
 3. 外国人のための日本語教育 4. 日本人のための外国語教育
 5. 色々な言語で作った情報 6. 外国人が町のお祭りなどに参加すること
 7. ほかのこと (_____)
 8. わかりません

にほんじん いっしょ せいかつ なに たいせつ おも
32 日本人と一緒に生活するために、何が大切だと思えますか？

- 大切だと思えることをすべて選んでください。
 1. ことばとコミュニケーション 2. 色々な生活の仕方を知る
 3. 色々な人が大事だと思えることを知る 4. 文化の違いを知る
 5. 日本人が大事だと思えることを知る 6. 差別しない
 7. ほかのこと (_____)
 8. 特にない

33 外国人と日本人が仲良くできるために、あなたは何かができますか？

5つまで選んで下さい。

- 1. 色々な人とあいさつをする
- 2. 色々な人と話をする
- 3. 生活やルールについて相談する
- 4. 近くに住んでいる日本人と話しをする
- 5. 近くに住んでいる日本人とイベントに参加する
- 6. 避難訓練や道路の掃除のような地域の活動に参加する
- 7. 自分の国の文化・ことば・料理などを紹介する
- 8. 日本語を勉強する
- 9. 翻訳・通訳などのボランティアになる
- 10. 外国人が日本の生活に慣れるように支援する
- 11. 特にありません
- 12. ほかにこと(教えてください: _____)

34 外国人と日本人が仲良くできるために、市役所は何をすればいいと思いますか？

5つまで選んで下さい。

- 1. 色々な文化を紹介するイベントを開く
- 2. 日本の文化や生活情報を外国語で案内する
- 3. 外国の文化などを市民に紹介する
- 4. 外国語での相談ができるようにする
- 5. 日本語教室を開く
- 6. 日本人と外国人が話しをする場所を作る
- 7. 日本人と外国人が協力できる企画を作る
- 8. NPOやボランティアを支援する
- 9. 外国人への差別をなくす
- 10. 外国からの子ども・学生への支援
- 11. 外国人の意見をもっと聞く
- 12. 特にありません
- 13. ほかにこと(教えてください: _____)

35 大きな地震が来る可能性があることを知っていましたか？

- 1. はい、知っています
- 2. いいえ、知りません

36 災害が起こったら、外国人も日本人も協力する必要があります。市役所は、何をしたらいいと思いますか？ 3つまで選んでください。

3つまで選んでください。

- 1. 色々な言語で、避難場所(安全な場所)の説明をする
- 2. 色々な言語でパンフレットを作って、災害にどうしたらいいか説明する
- 3. 災害が起きたら色々な言語で放送をして、どうしたらいいか説明をする
- 4. SNS (twitter・facebook など) で色々な言語で情報をくれる
- 5. 色々な言語で相談をする
- 6. 防災訓練(地震などの練習)に、外国人も参加できるようにする
- 7. 外国人も日本人も、互いに連絡が取れるようにする
- 8. 外国人が互いに連絡が取れるようにする
- 9. ほかにこと(教えてください: _____)

さいご
VI 最後に

37 あなたがよく行く、同じ国の人に会える場所があれば教えてください。

(会える場所をすべて選んでください)

1. 教会 2. お寺 3. レストラン・カフェなど
 4. スーパー 5. 国際交流協会 6. 日本語教室
 7. ほかのところ

その場所はどこなのか、教えてください。

半田市にあるところ

半田市以外のところ

38 あなたがよく使っている SNS を教えてください。(使っているものすべてを選んでください。)

1. Facebook 2. LINE 3. Twitter 4. Instagram
 5. WhatsApp 6. Weibo 7. Wechat
 8. ほかの SNS (教えてください: _____)

39 ほかに、半田市の生活について言いたいことがあれば、ここに書いてください。

アンケートを答えてくださって本当にありがとうございました。

これから住みやすい半田市になるように頑張ります。

多文化共生を力として元気なまち半田を創る計画
—半田市多文化共生プラン—
2020—2024

発行：半田市企画部秘書課・市民協働課

住所：〒475-8666 愛知県半田市東洋町二丁目1番地

T E L : 0569-84-0609

E-mail : s-kyodo@city.handa.lg.jp

H P : <https://www.city.handa.lg.jp/>